

【保育の利用を必要とする理由別 必要となる証明書類】

理由	必要となる証明	認定期間	利用時間・備考
お仕事をしている場合 ※就労形態によって提出していただく書類が異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に雇用されている方 →Ⅰ勤務・内職（予定）証明書 ・自営業、農・漁業の方 →Ⅱ勤務・内職（予定）証明書（自営業、農・漁業用）、経営、農・漁業の事実が確認できる書類 また、 <u>時間不定勤務の方にはシフト表等を提出していただきます。</u>	就労期間 （最長小学校就学前の3月31日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間が<u>月52時間以上</u>（原則1月当たりの労働日数は13日以上、1日当たりの労働時間は4時間以上）となることが条件です。 ・手伝い等、無給の場合は原則就労と認められません。現物給付等、やむを得ない事情がある場合は、その理由をご記載ください。
妊娠・出産の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し（表紙及び予定月の確認できるページ）又は<u>出産（予定）証明書</u> 	分娩予定月とその前後2ヶ月 （最長5ヶ月）	
疾病・障害の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>家庭での保育が不可・困難である旨の記載された医師の診断書</u> 	回復するまでの期間	
介護等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ<u>介護・看護状況申告書</u> ・介護を受けている人の状況に関する医師の診断書（介護が必要である旨の記載が必要） ※ <u>介護保険証では証明の代わりとはなりません。</u>	回復するまでの期間	<u>同居の親族</u> （長期間入院等をしている親族を含む）を介護又は看護している方が対象となります。介護に要する時間についての要件は就労における勤務時間と同様です。
災害復旧の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の確認できる書類 	従事する期間	
求職活動の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし 	2ヶ月間	※ <u>同一年度内の複数回利用不可。</u> 必要に応じて求職活動の活動実態について確認をさせていただきます場合があります。
就学の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書（予定の場合は合格通知等入学予定の確認できるもの）及び就学時間の確認できる書類（時間割・カリキュラム） 	在学期間	就学時間についての要件は就労における勤務時間と同様です。
育児休業の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の証明・辞令等（対象者、育児休業の期間について勤務先による証明がされているもの） 	育児休業期間又は産まれた子どもが満1歳になる日の属する月の末日までのいずれか短い方	<u>新規利用の方については育児休業を理由に申請をすることができません。</u> 継続して同一施設を利用する場合のみ理由として認められます。
その他	必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。詳しくは幼児保育課までお問合せください。		

保護者全員について上記理由の証明をいただきます。なお、申請書提出後に理由や状況が変わった場合、認定対象外になる場合がありますので、速やかにお知らせください。また、ご家庭の状況が変わり、保育の利用を必要とする理由がなくなった場合も認定対象外になる場合があります。